

# 町田市業務管理体制確認検査基準

(指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)

2017年9月1日適用

○確認検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。
B	口頭指導	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

[凡例]

関係法令は以下のとおりである。また、一部法令については略称して次のとおり表記する。

No	関係法令	略称
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	支援法
2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	-
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）	支援法施行規則
4	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	-

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 業務管理体制の整備	<p>指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、支援法第51条の22第3項又は児童福祉法第24条の30第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、支援法施行規則又は児童福祉法施行規則で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p>	業務管理体制を整備しているか。	支援法第51条の22第3項、第51条の31第1項 児童福祉法第24条の30第3項、第24条の38第1項	業務管理体制が整備されていない。	C
2 厚生労働省令で定める基準	<p>支援法第51条の31第1項又は児童福祉法第24条の38第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</li> <li>2 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</li> <li>3 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ol>	厚生労働省令で定める基準を遵守しているか。	支援法施行規則第34条の61第1項 児童福祉法施行規則第25条の26の8	厚生労働省令で定める基準を遵守していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 業務管理体制の届出	<p>事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次号から第4号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事</li> <li>2 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長</li> <li>3 当該指定に係る事業所が1の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者（前号に掲げるものを除く。） 指定都市の長</li> <li>4 当該指定に係る事業所が2以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 厚生労働大臣</li> <li>5 次号及び第7号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者 都道府県知事</li> <li>6 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が1の市町村の区域に所在するもの 市町村長</li> <li>7 当該指定に係る障害児相談支援事業所が2以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 厚生労働大臣</li> </ol>	業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出ているか。	支援法第51条の31第2項 児童福祉法第24条の38第2項	業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出していない。	C

項目	基本的な考え方（観点）	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 業務管理体制の整備に関する事項	<p>事業者は、支援法第51条の31第1項又は児童福祉法第24条の38第1項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、支援法第51条の31第2項各号又は児童福祉法第24条の38第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>1 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>2 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>3 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の事業者である場合に限る。）</p> <p>4 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の事業者である場合に限る。）</p>	区分に応じた事項を記載した届出書を、遅滞なく市町村長等に届け出ているか。	支援法施行規則第34条の62第1項 児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項	区分に応じた事項を記載した届出書を、遅滞なく市町村長等に届け出ているか。	C
5 業務管理体制の変更	(1) 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、支援法第51条の31第2項各号又は児童福祉法第24条の38第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。	届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めることにより、遅滞なく届け出ているか。	支援法第51条の31第3項 支援法施行規則第34条の62第2項  児童福祉法第24条の38第3項 児童福祉法施行規則25条の26の9第2項	届け出た事項に変更があったにもかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。	C
	(2) 事業者は、支援法第51条の31第2項各号又は児童福祉法第24条の38第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならない。	支援法又は児童福祉法に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を届け出ているか。	支援法第51条の31第4項 支援法施行規則第34条の62第3項  児童福祉法第24条の38第4項 児童福祉法施行規則25条の26の9第3項	支援法又は児童福祉法に掲げる区分に変更があったにもかかわらず、変更後の届出書を届け出ているか。	C